

健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要となる行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

計画策定義務等を含めた全体の法律の施行は平成21年4月ですが、財政の健全性に関する指標の公表については、平成20年4月から施行されました。

公表する指標は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4指標と⑤資金不足比率です。

21年度(20年度決算)からは、健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

平成19年度決算に基づき算定された佐川町の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおり、すべて基準を下回りました。

指 標	19年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
①実質赤字比率	—	15.00%	20.00%
②連結実質赤字比率	—	20.00%	40.00%
③実質公債費比率	16.3%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	29.4%	350.0%	

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため「—(該当なし)」で表示しています。

特 別 会 計	⑤資金不足比率	経営健全化 基準
水道事業特別会計	—	20.0%
病院事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	

※資金不足がないため「—(該当なし)」で表示しています。